

大阪高等裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分取消請求控訴事件

国側当事者・国(東税務署長)

平成20年8月28日棄却・上告

判 示 事 項

- (1) 国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消しを求める訴えは、異議申立てをすることができる処分については異議申立てについての決定を経た後でなければ提起することができない(国税通則法115条1項(不服申立ての前置等)本文)ところ、納税者は、本件通知処分については、処分行政庁に対し異議申立てを行っているものの、本件更正処分については、異議申立てをすることができる(国税通則法75条1項1号(国税に関する処分についての不服申立て))のに、これを行っておらず、本件更正処分の取消しを求める訴えを提起するに当たり、国税通則法115条1項本文の規定する「異議申立てについての決定」を経っていないから、納税者の本件更正処分の取消しを求める請求に係る訴えは、訴訟要件を具備しない不適法なものであるとして却下された事例
- (2) 本件更正処分については適法な異議申立てを行っておらず、本訴の提起がされたのが平成19年9月10日であり、納税者が本件更正処分の通知を受けたのが同年1月25日であるから、本訴は訴え提起期間を経過して提起された(行政事件訴訟法14条1項(審査請求期間))点においても不適法なものであるとして却下された事例
- (3) 異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるときには、不服申立ての前置の規定は適用されない(国税通則法115条1項3号)との納税者の主張が、本件通知処分と本件更正処分は同一の処分でないことはいうまでもないし、両処分は、その趣旨、目的、要件及び効果を異にするもので、各別に不服申立てを前置する合理的な理由があると考えられるのであるから、本件通知処分に不服申立てをしたからといって、本件更正処分につき不服申立ての前置を省略することはできないとして排斥された事例
- (4) 本件更正処分は減額更正処分であり、取消しを求める訴えの利益がないと考えられるので、この意味でも本件訴えは不適法なものであるとして却下された事例

判 決 要 旨

(1)～(4) 省略

(第一審・大阪地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号、平成20年3月25日判決、本資料258号-68・順号10926)

判	決
控 訴 人	甲
被控訴人	国
同代表者法務大臣	保岡 興治
処分行政庁	東税務署長 岩 寄 理 致

同指定代理人 谷口 誠
同 村上 幸隆
同 丸尾 真稔
同 三木 茂樹

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 処分行政庁が控訴人に対し平成19年1月24日付けでした相続税更正処分（以下「本件更正処分」という。）のうち、課税価格1億1976万8000円、相続税額2433万6500円を超える部分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

第2 事案の概要（略記は、原判決のそれに従う。）

- 1 本件は、控訴人が、被控訴人に対し、処分行政庁のした本件更正処分には納付すべき税額の算定に誤りがあるとして、自らが正当と考える納付すべき税額2433万6500円を超える部分の取消しを求めている事案である。
- 2 原審は、訴訟要件を欠くとして本件訴えを却下した。控訴人はこれを不服として控訴した。
- 3 本件の主な争点は、本件訴えの適法性である。
- 4 当審における当事者の補充主張

(1) 控訴人

国税通則法115条1項3号には、次のとおり、不服申立ての前置の例外が定められている。「異議申立てについての決定又は審査請求についての裁決を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定又は裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。」

(2) 被控訴人

控訴人は、前項の条項に当たる事由について、何ら具体的な事実を主張していない。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本訴訴えは、訴訟要件を欠くものであるから不適法として却下すべきものと判断する。その理由は、次のとおり付加訂正するほかは、原判決「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
 - (1) 原判決2頁12行目の「4名」を「5名」と改める。
 - (2) 原判決4頁7行目の「弁論の全趣旨」の前に「甲5、」を加える。
 - (3) 原判決4頁11行目から12行目の「弁論の全趣旨」の前に「甲6、」を加える。
 - (4) 原判決5頁24行目から6頁9行目までを次の文章に改める。

【判示(1)】 「(1) 国税に関する法律に基づく処分不服申立てをすることができるものの取消し

を求める訴えは、異議申立てをすることができる処分については異議申立てについての決定を経た後でなければ提起することができない（国税通則法115条1項本文）。ところが、控訴人は、本件通知処分については、平成19年3月5日に処分行政庁に対し異議申立てを行っているものの、本件更正処分については、異議申立てを行っていない（甲8。国税通則法75条1項1号）。

そうすると、控訴人は、本件更正処分の取消しを求める訴えを提起するに当たり、国税通則法115条1項本文の規定する「異議申立てについての決定」を経たおらず、本件更正処分の取消しを求める請求に係る訴えは、訴訟要件を具備しない不適法なものであるといわざるを得ない。

【判示(2)】

また、したがってそれとともに、控訴人は、平成19年1月24日付けでなされた本件更正処分については適法な異議申立てを行っておらず、本訴の提起がされたのが同年9月10日であり、控訴人が本件更正処分の通知を受けたのが同年1月25日である（甲9）から、本訴は訴え提起期間を経過して提起された（行政事件訴訟法14条1項）点においても不適法なものであるといわなければならない。

【判示(3)】

(2) 控訴人は、当審において、異議申立てについての決定を経ることにより生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他その決定を経ないことにつき正当な理由があるときには、不服申立ての前置の規定は適用されないと主張する（国税通則法115条1項3号。当審における控訴人の補充主張）。

しかしながら、本件通知処分と本件更正処分は同一の処分でないことはいうまでもないし、両処分は、その趣旨、目的、要件及び効果を異にするもので、各別に不服申立てを前置する合理的な理由があると考えられるのであるから、本件通知処分に不服申立てをしたからといって、本件更正処分につき不服申立ての前置を省略することはできないといわなければならない。

【判示(4)】

(3) さらに翻って考えると、本件更正処分は減額更正処分であり、取消しを求める訴えの利益がないと考えられるので、この意味でも訴えは不適法であるといわざるを得ない。

(4) したがって、いずれにしても、本件訴えは不適法であるといわなければならない。」

2 結論

以上によれば、控訴人の本件訴えを却下するのが相当である。

よって、本件控訴を棄却することとし、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 島田 清次郎

裁判官 坂本 倫城

裁判官 山垣 清正